

日医発第 208 号 (保 71)
平成 23 年 6 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣
が定める掲示事項等 (掲示事項等告示) の一部改正について

平成 23 年 6 月 1 日厚生労働省告示第 175 号をもって掲示事項等告示の一部が改正され、同日から適用されました。

今回の改正は、医薬品の使用期限の延長に関するものであります。

下記医薬品については、掲示事項等告示の別表第 6 に記載されていたために、平成 23 年 7 月 1 日以降は、保険診療において使用することができないこととされておりましたが、医療機関における在庫の状況や医療用麻薬であること等を踏まえ、平成 24 年 3 月 31 日まで使用期限が延長されることとなっております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

記

㊦ オキノーム散 0.5% (オキシコドン塩酸塩水和物)

以上

(添付資料)

1. 官報 (平 23. 6. 1 第 175 号抜粋)
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正について (平 23. 6. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十五号
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年六月一日
厚生労働大臣 細川 律夫

別表第6中第1部を削り、第2部を第1部とする。
別表第8に第7部として次のように加える。

品名	追用名	補用名	(6) 薬規	規格	単位
品名	追用名	補用名	(6) 薬規	規格	単位
(お)					0.5% 1g
Ⓜ オキノーム散0.5%					

Ⓜ オキノーム散0.5%



事務連絡
平成23年6月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成23年厚生労働省告示第175号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 「掲示事項等告示」の別表第6に記載されている医薬品については、平成23年7月1日以降は保険診療において使用できないこととしているが、一部の医薬品について、医療機関における在庫の状況等を踏まえ、この使用期限を平成24年3月31日まで延長するものであること。
- 2 1により掲示事項等告示の別表第6に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	6	0	0	6

- 3 1により掲示事項等告示の別表第8に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	100	48	58	1	207

(参 考)

揭示事項等告示

別表第8 (平成24年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 内用薬	Ⓜ オキノーム散0.5%	オキシコドン塩酸塩水和物	0.5% 1 g